

栃木市農業委員会総会議事録

令和7年6月23日

栃木市農業委員会事務局

栃 木 市 農 業 委 員 会 総 会

開催日時 令和7年6月23日（月） 午前10時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	熊倉 宜和	次長兼農委総務係長	高久 完治
農地調整係長	田沼 篤	主 査	佐藤 真沙人
主 任	岡 剛伯	主 事	五十畑 博規

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について
議案第6号	栃木市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	現況確認願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和7年6月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、9番渡邊昭男委員、10番狐塚正直委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

五十畑主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が5件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、新井町を中心に米・ネギ・芋を作付しています。申請地でもネギ・芋を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心に米を作付しています。申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4 番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、都賀町深沢を中心に米・麦を作付しています。申請地では、米、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5 番については、空き家に付属する農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、申請地の南側に地続きの空き家と併せて売買契約を結んでおります。申請地では、ジャガイモ・トマト・スナップエンドウを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(佐山委員)

今回の北部調査委員長の20番佐山です。

今回は私と14番泉田委員、15番川嶋委員の3名と事務局2名で、20日金曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が4件ありました。

	書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、 現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可 することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願 いします。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (渡邊委員)	今回の南部調査委員長の9番渡邊です。 今回は私と6番小林委員、7番柴委員の3名と事務局1名で19 日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いた します。 今回南部は、所有権移転の申請が1件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現 地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可す ることが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願 いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定 いたしました。
議 長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」 を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の4ページをご覧ください。 今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等について は記載のとおりです。 1番については、農家住宅敷地拡張の転用です。地図は1ページで

	す。 申請地は、農家住宅敷地として利用されております。 この度、自己所有地の調査をしたところ、今回の件が発覚しました。 農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、既存施設拡張の例外規定に該当します。 なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。 新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上1件の申請については、他法令の許認可の見込み等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (佐山委員)	今回北部は、農家住宅敷地拡張が1件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、16番川田委員をお願いします。
川田委員	16番川田です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われるので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございません

		か。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査		議案書の6ページをご覧ください。 今回は5件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、貸資材置場、貸駐車場敷地拡張の転用です。地図は2ページです。 事業計画者は、申請地北側に隣接する土地を、令和4年に農地転用許可を取得して貸資材置場、貸駐車場として利用しております。近年の顧客状況により、大型車の需要が増えており、申請地を大型車両の専用搬入路として整備することを計画しました。 農地の区分は、大宮公民館からから300m以内の第3種農地であり、原則許可です。 取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、砂利採取への一時転用です。地図は3ページです。 事業計画者は、主に建築資材の販売と生産を行っております。そのなかで砂利は常に採取をしていかなければストックが枯渇してしまうため、新規採取地の開発するため計画しました。 申請地は、一級河川(永野川)の周辺にあり、良質な砂利の採取が見込まれるため、事業地として選定しました。 農地の区分は、農用地であります。一時転用であるため不許可の例外規定に該当します。 取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 3番については、一般住宅への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、壬生町内のアパートに夫婦2人で居住しております。今後のことを考え住宅の建築を計画しました。

申請地は駅から近く通日も穏やかであることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、野州大塚駅からから300m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、栃木市内のアパートに夫婦2人で居住しております。将来、家族が増えた時や、親の面倒を見る時のことを考え住宅の建築を計画しました。

申請地は実家の隣にあり、住み慣れている地域です。また、駅や小学校からも近く生活に便利であることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、野州大塚駅からから300m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、太陽光発電設備への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。申請地は日当たりが良く、周囲にパネルの反射光の影響を受ける高層建築物がないことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、都市計画法に基づく用途地域内の第3種農地であり、原則許可です。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、2番の案件については面積が30アールを超えるため、県農業会議常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしく願います。

	たします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。
北部調査委員長 (佐山委員)	今回北部は、一般住宅が2件、砂利採取が1件、貸駐車場及び資材置場駐車場敷地拡張が1件、太陽光発電設備が1件の合計5件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、11番田中委員お願いします。
田中委員	11番田中です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないかと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号2番について、16番川田委員お願いします。
川田委員	16番川田です。 2番の案件ですが、砂利採取の一時転用で、周辺農地への影響もなく問題ないかと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号3番、4番について、1番若色より報告いたします。 3番は、周りも住宅地であり、4番は実家の前に息子さんが家を建てるということで、何の問題もないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号5番について、15番川嶋委員お願いします。
川嶋委員	15番川嶋です。 5番の案件ですが、太陽光発電への転用で、周辺農地への影響も少なく問題ないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。

		これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、2番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
議	長	次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。 県農地中間管理機構に関する51件であります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について」を議題とします。 県農業振興公社に関する8件であります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)

議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に議案第6号「栃木市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。 本件については8番平本委員に関係する案件でありますので、当該案件の審議開始から終了まで平本委員は退室いただきます。 （平本委員退席）
議 長	それでは、事務局より議案の説明をお願いします。
高久次長	議案書16ページをご覧ください。 現在の農地利用最適化推進委員は7月19日に任期満了となります。7月20日から3年間任期の農地利用最適化推進委員を委嘱するにあたりまして、2月に募集を行った結果、17ページ18ページの35名の候補者から、推薦、応募の届出がありました。 農業委員会に関する法律17条第1項の規定により、17ページ18ページの35名の候補者を、農地利用最適化推進委員として委嘱してよろしいか、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 それでは、改めて議案第6号「栃木市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」をお諮りします。 35の全ての区域で単独での推薦・応募であり、推薦・応募の結果を尊重して、こちらの合計35名を栃木市農業委員会農地利用最適化推進委員として委嘱することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め議案第6号は、そのように決定いたします。 8番平本委員につきましては関係する案件の審議が終了したことから入室していただきます。

(平本委員入室)

議 長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和7年6月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午前10時30分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 (若 色)

署 名 委 員 (渡 邊)

署 名 委 員 (狐 塚)

